



事項として規定されています。

【1点目】元方事業者（※1）の立場になり、元方事業者として講ずべき措置として

① 関係請負人及びその労働者が法に違反しないよう必要な指導を行うこと

② 法に違反していると思われるときは是正のための必要な指示を行うこと

⑤ 仕事の工程等に関する計画の作成  
等が規定されています。  
（法第30条）

【3点目】注文者（※3）の立場になり、注文者として講ずべき措置として足場、作業床、物品揚卸口、ピット、架設通路等の建設物等を請負人の労働者に使用させる場合は、これらの建設物等について労働災害を防

ています。  
従って、例えばマンション建設現場において、地下室の開口部周辺で片付け作業に従事していた二次下請業者の労働者が開口部から墜落した重大災害について、墜落防止措置の法的義務者として、二次下請業者、元請業者の両社に対し、『事業者責任』（法第21条・労働安

申し出なければならぬこと

（同規則663条）自社で措置ができない場合を含め確実に元請けに連絡し、相協力し必要な措置を講じてから作業を実施することが肝要となります。

以上、建設現場の実態を踏まえ、元請業者には1、2点目の現場全体を統括管理する措置、3点目の関係請負人の労働者の安全を確保できるような必要な措置が規定されています。

※1 〽元方事業者」とは、一の場所において行う事業の一部を請負人に請け負わせているもの（法第15条第1項）

## ◆ 建設現場の安全管理 ◆

池戸 宏光

**問** 建設現場は、元請けのもと、一次、二次あるいは三次下請けのいわゆる「重層下請構造」の中、指揮命令系統の異なる事業者（関係請負人）に所属する労働者が混在して工事を進めますが、労働安全衛生法（以下「法」という）では、どのような規定をもって現場の安全確保を図っているのか教えてください。

が規定されています。  
（法第29条）

【2点目】特定元方事業者（※2）の立場になり、特定元方事業者として講ずべき措置として

① 協議組織の設置、運営  
② 作業間の連絡調整  
③ 作業場所の巡視  
④ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導、援助

**答** まず、元請業者については、次の3点が基本的な

止するため法で定めた必要な措置を講ずることが規定されています。（法第31条）

次に、下請業者については、一次下請業者に雇われている労働者は一次下請業者（事業者）、二次下請業者（事業者）に雇われている労働者は二次下請業者（事業者）として法の定められた事業者としての安全確保の法的義務「事業者責任」が課せられ

全衛生規則第519条）、元請業者〽注文者責任」（法第31条・同規則第653条）の違反の有無を問われることとなります。

なおこの場合、二次下請業者は、開口部に囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置が講じられていないことを知ったときは、速やかにその旨を注文者（元請）に

※2 〽特定元方事業者」とは、特定事業（建設業及び造船業）を行う者（元方事業者）（法第15条第1項）

※3 〽注文者」とは、特定事業の仕事を行わう注文者（法第31条第1項）（池戸労務安全管理事務所 所長）

（池戸労務安全管理事務所 所長）

（池戸労務安全管理事務所 所長）